

河野広中覚書(上)

長井, 純市 / NAGAI, Junichi

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Journal of Hosei Historical Society in Hosei University / 法政史学

(巻 / Volume)

72

(開始ページ / Start Page)

22

(終了ページ / End Page)

49

(発行年 / Year)

2009-09-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011582>

河野広中覚書（上）

はじめに

一 自由党脱党以前

- 1 政治経歴の原点
- 2 政治運動家としての軌跡（以上、
本号）
- 3 政治家としての軌跡（以下、
次号）

二 自由党脱党以後

- 1 脱党後の政治基盤
- 2 中央政界における不遇と輝き
- 3 批判と称賛

おわりに

長井純市

はじめに

本稿は、河野広中という明治・大正期の政治運動家、職業政治家の政治経歴を辿りつつ、彼の政治経歴全体からその特質を探り、再評価することを目的とする。

河野は自由民権運動の英雄としてよく知られた人物であり、いままら贅言を要しない。とりわけ地元福島県では西の板垣退助、東の河野広中と称され、また、河野の故郷田村郡三春町は土佐と並んで自由民権運動の発祥の地、ひいては日本における立憲政治の源流の一つとして顕彰されている。この誇りは、福島県全体にも及ぶものである。

大正八年、大日本帝国憲法発布三〇周年を迎えて、岩崎政義は次の様に郷里田村郡の誇りを河野に述べている。

「我田村郡は憲法発布に就而は、有形無形上、我国第一の関係を有する所として（一）明治十三年国会の請願、續て吾人首唱の下に政党を樹立し以て大活動をなせし結果、

（二）明治十四年十月十二日二十三年を以国会開設の雜詔出て、（三）前詔により二十三年国会を開設するとせば憲法制定上につき輿論を喚起するの必要あり。吾人は一大決心を以活動を試むるの止むなきを感覺し其結果遂に県下の一大疑獄「福島事件、筆者註、以下同じ」を起すに至れり。如上の次第にて田村は憲法発布に類なき関係を存す⁽¹⁾。

こうして、自由民権運動家としての活動経歴は政治資源となり河野の職業政治家としての経歴を支え続けた。

しかし、これまでの研究において河野はもっぱら自由民権運動家として論じられており、大正一二年一二月に亡くなるまでの間の長い政治経歴との関わりの中で論じられることは少なかったように思われる⁽²⁾。

河野は、政治運動家として政治参加の権利の拡大を主張し、そしてその権利を得た人々によって国政の場における代議士（被選出エリート）として選ばれることをめざした。その過程では、藩閥政府（非選出エリート）との対決姿勢を色濃く打ち出した。その様な意味で、河野はまさし

く民権派であった。しかし、いうまでもなくそこには同時に政治権力への指向性があったことも留意されるべきであろう。

一方、河野が政治経歴の出発点とした自由民権運動に関する研究を振り返って見ると、自由民権運動家から国政の場の代議士（職業政治家）へと転じた人物群に関する伝記的研究を通じて、長期的な視点から同運動や運動家を連続的に捉えようとする視点は今なお少ないのではあるまいか。

昭和五六年は、自由民権運動百年と称してさまざまな研究行事が催されるなど自由民権運動研究史の頂点に位置する年であった。西島建男「いま自由民権とは―研究の動き―上・下は、そうした高揚の中で連載された新聞記者による特集記事である⁽³⁾。この特集記事は、戦後の自由民権運動研究の流れ（総括的には人民闘争史観あるいは民衆運動史観などいえよう）について、要領良くまとめている。

それによれば、自由民権運動研究には二つの「高揚期」があったという。その第一期は一九五〇年代、第二期は一九七〇年代以後であるという。そして、その二つの時期の特徴をまとめて紹介しているが、それを要約して図式的に示せば次のようになる。

自由民権運動研究の高揚期

第一期	第二期
<ul style="list-style-type: none"> ・専門の歴史学者による理論的・体系的な研究 ・マルクス主義史学の影響の下で経済構造や階級対立の分析などマクロな経済体制還元の手法が強い ・「国会開設」「地租軽減」「不平等条約」の三点に焦点を合わせて研究 ・自由民権運動を高度な政治性を持つブルジョア民主主義革命と捉える ・近代市民革命という近代化の側面に力点を置く ・士族民権・豪農民権・農民民権という直線的な移行と対立図式で捉える 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な職業を持った市民である生活者的研究者による地域民衆史の掘り起こしという個別研究 ・一人ひとりの民衆の生活や民衆の政治参加や文化運動といった生活史、精神史の側面が強調される ・「憲法制定」「地方自治」「地域文化創造」にまで拡張して多層構造として研究 ・民衆の文化革命という側面が強まる ・民衆の土着の情念としての反近代・反文明開化の方が強調される ・士族知識人民権と農民民権を分離した別の運動と見、さらに農民の下の底辺民衆や差別された人々（アイヌ、被差別部落民、沖繩など）まで取り込もうとする

ここに示された特徴は妥当なものと思われる。そして、この記事は、もし第三の高揚期があるとすれば、「明治初期」の「歴史的全体像の再構築」が行われることであろうとしている。それに関連して、自由民権運動を初期議会における「民権派の抵抗」まで時期を引き伸ばして捉えるという遠山茂樹氏の見方を示したり、明治一五年の壬午事変を境にそれまで「平和主義」であった「民権派」は大坂事

件（明治一八年）に見られるように「侵略主義」「国権派」に転じたという見方を示したり、秩父事件における「人民主権による国家構想の青写真」という井上幸治氏の見方を示したりしている。

要するにこの時点で、自由民権運動研究は、明治前半期という時代を捉えるという展望をなお有していると考えられていた。いかえれば、自由民権運動研究は自由民権運

動家のその後の職業政治家としての経歴とは切り離されて
いるのである。もともと、本稿を執筆している二一世紀初
頭の時点から、その後を振り返って見てみると、自由民権
運動研究は一九九〇年代以降停滞期に入ったままの状態だ
あるといわざるを得ない。その一因は、各地で展開された
地域史としての自由民権運動研究が飽和点に達したことに
あるのではなからうか。さらに、一九八〇年代末以降のソ
連を始めとする社会主義国家群の崩壊は、自由民権運動研
究におけるブルジョア民主主義革命論のようなマルクス主
義史観に基づく理論的・体系的な研究方法の価値を大きく
後退させ、研究の停滞を加速したように思われる。

自由民権運動を、職業政治家となったかつての活動家の
経歴全体から考察するという試みに関連して、例えば、外
崎光広氏は、「民権と官権の間をたくみに泳いで子爵にた
どりついた知者、民権運動を踏み台にして伯爵大臣に登っ
た自由党常議員など、民権運動を裏切って功成り名を遂げ
た人」という評価を下したが、これは今なお有力な見解な
のかも知れない。しかし、それは果たして妥当な評価なの
であらうか。

もともと、渡辺京二氏は、「私は『自由民権』という歴
史事象を、民主主義という今日的な政治価値に基づいて理

解し評価しようという態度が、今日の自由民権研究をクソ
面白くないものにして来た最大の理由だと考えている。
『自由党史』を再読して見ても、ここには混沌（こんと
ん）たるものが含まれているのに、研究者はそれから今日
的な政治価値に合致するものだけ拾いあげて来たことがわ
かる⁵⁾と述べている。本稿は、この渡辺氏の見解に共感
し、その様な見方に則して河野の政治経歴を跡づけようと
するものでもある。

ただし、本稿は、今日停滞期にある自由民権運動研究を
再活性化させるねらいを有するものではない。前述の朝日
新聞の特集記事に則して言えば、明治前半期の「歴史的全
体像の再構築」をめざすものでもない。本稿は、自由民権
運動全体の流れに関する基本的な見方としては、藤井甚太
郎氏によって提示されたものを評価する。

実証主義史家の一人である藤井氏は、戦前、その著作
『日本憲法制定史』⁶⁾において、自由民権運動という用語を
使わず、時系列的に「政府不信任運動」「国会期成運動」
「自由」「あるいは自由主義」運動「政党運動」「政府転覆
運動」「庄政上司暗殺運動」などの用語を使って、自由民
権運動を説明している。そして、最初に運動の前提とし
て、欧米先進国における立憲政治に関する翻訳書の出版、

刊行、また立憲政体を政府に要求する中核的指導者の登場および民権論を理解する士族階層の存在について説き起し、次いで、それらを受けて地方結社の結成と全国的統合化の動き、および私擬憲法起草過程における欧米先進国の憲法研究の深化を指摘した。これに関して、藤井氏は「世間一般が、政治理論を思想的基盤として訓練に訓練を重ねて」と評している。しかし、それらの運動はいずれも皇室尊崇という基本原則を有しており、「自由主義運動の本領が、何等国体の変革を誘出すが如きこと無き」ものであったと断定している。もつとも、そうではあっても、「勢は大官の暗殺・現政府の転覆を計る如き馴致し」、そのため、いったん結成された政党も解体したり、弱体化したりしたという。政党の解体理由について、藤井氏は「内面的の解体理由は、自由思想の悪化して極左的に首進したこと、直接行動派の台頭によつて党の中央的統制を失つたこと、党運用資金の欠乏、精神的統一を高唱する理想派の台頭〔中略〕自由党、改進黨の争いの如くに党相互の勢力相殺〔中略〕外面的観察としては言論に対し結社に対する取締法令の嚴重等」を指摘している。

これによれば、自由民権運動は激化事件の終息とともに終焉を迎えることとなる。河野に沿って自由民権運動を

見る限り、藤井氏のこのような捉え方がもつとも妥当であるように思われるのである。ただし、この時点で、藤井氏は戦後の自由民権運動研究の隆盛の中で相次いで発見された史料をふまえてはいないから、幅広い観点から自由民権運動を鳥瞰し、分析するには至っていない。

もつとも、藤井氏も、結局、自由民権運動の生起から終焉までの時間経過を捉えてその変質に関する特徴を引き出すことに止まっているということも指摘できよう。

これに対して、本稿は、むしろ遠山氏という帝国主義の時代における国政の場の代議士となつたかつての自由民権運動の活動家のあり様から逆に運動や活動家を見直そうとするものである。すなわち、政治運動家から職業政治家となつた人物の政治軌跡を長期的な視点から辿りつつ、その軌跡を連続した線上に捉えることを試みたいのである。これに関連して、森山軍治郎氏は、運動がゆきづまると、自由民権運動家は国権主義に転じた⁽⁷⁾と捉えている。この見方は、自由民権運動やその活動家の軌跡に断絶ないし転換点があることを示唆したものである⁽⁸⁾。しかし、河野の場合、果たしてその様に捉えられるであろうか。

なお、自由民権運動は、英語では、the Freedom and Peoples' Rights Movement と表現される。西欧先進国の市

民社会、近代国民国家が成立する過程で提唱された freedom や people's rights の観念が、自由民権運動の英語名称に投影されているのである。であればこそ、ポツダム宣言に盛り込まれた「日本国民の間に於ける民主主義的傾向の復活強化」という一節に関連して、太平洋戦争から六〇年余り遡る自由民権運動が、その一例として引き合いに出されるのである。

明治一三年四月に河野と片岡健吉を代表者として太政官および元老院に提出され、結局却下された「国会ヲ開設スルノ允可ヲ上願スル書」は、公表されると間もなくビンガム駐日米国公使からエヴァンス国務長官宛に英訳され報告された⁽¹⁰⁾。その中には、the Freedom and People's Rights Movement という語句は見当たらないものの、例えば、
When Heaven created men it endowed them with freedom, and with a natural capacity for happiness. All men are bound to keep and preserve entire this gift. こうゆへに、日本語に翻訳された天賦人権思想に関する素朴な一節が、再び英語に翻訳され記述されている。こうした英語表現によって自由民権運動という反政府運動が欧米先進国の人々に理解されるならば、それは紛れもなく民主主義的傾向の範疇に入るべきものとなる。ちなみに、提出母胎となった愛国

社は、Patriotic Society と直訳されている。

ただし、ビンガム公使の報告書は、「国会ヲ開設スルノ允可ヲ上願スル書」が論拠として何度も引照する五箇条の御誓文 (the five principles which His Majesty the Emperor declared upon his oath と英訳されている) の要約を最初に英訳している。それは次のようなものであった。

1. Deliberation in assemblies shall be widely fostered and every point decided by public discussion.
2. The hearts of the high and the low must be united in the practice of virtue.
3. Let every one, from the officials to the common people, be free to pursue his object (happiness) without molestation.
4. Evil customs of old times must be broken up and the Government founded on principles universally admitted.
5. Knowledge must be sought for throughout all the world, and the foundation of the Empire must be firmly established.

この英訳で見る限り、五箇条の御誓文は、当時の欧米先進国の人々の目から見て、非欧米先進国の君主の発した施政方針として、きわめて開明的なものを見たものではある

まいか。両方の英訳文の字面だけを見れば、共に民主主義的傾向の範疇に入るものと理解されても不思議はないであろう。

しかし、当然のことながら、駐日公使を始め、この当時から日する欧米先進国の人々の目に映る日本は、これらの主張が字面通りに受け止められるほど、発達してはいなかった。そうであればこそ、明治一二年七月から八月にかけて滞日した米国前大統領グラントは、天皇との懇談の中で議会開設に関して漸進的であることを勧め、その前提となる教育の重要性を説いたのである¹¹⁾。

自由民権運動は、当時の欧米先進国に照らし、果たしてデモクラシーに値するものであったかどうか、また、今日それをデモクラシーと捉えることが妥当であるのかどうか。本稿は、そうした考察の手がかりを得ようと試みるものでもある¹²⁾。

一 自由党脱党以前

1 政治経歴の原点

河野は三春藩の郷士格の家に嘉永二年に生まれた。生家は、呉服・太物・鮭・魚などを扱う商家であった。しかし、父広可とその跡を継いだ長兄広畔が共に俠客を受け入

れるような家庭を営んでおり、そのために家産を傾けたとい¹³⁾う。

幼少時の広中は「角力撃剣を好み、力も人一倍¹⁴⁾有しており、そのため、年上の者に腕力を振るうこともあったという。河野家が渡辺某という人物と共有する土蔵を渡辺某が安く買ったころとした際に、一五歳の広中は兄広畔や母利代の止めるのも聞かずに、家屋破壊用の道具を携えた「土方」二〇名を引き連れて、渡辺某の家に押しかけ、その威圧により渡辺某から金を引き出したとい¹⁵⁾う。これらは河野の剛毅な性格を伝えるエピソードである。

幕末に川前紫溪に尊王論を学び、さらに水戸藩尊王論者の野口友太郎、西丸帯刀の兄弟が同藩門閥派による迫害を避け三春藩領内に潜伏していた際に、これと交流し、その影響を受けた。のちの河野は自分の感慨を漢詩で表現するほどに漢文の素養を有し、日本・中国の古代以来の歴史にも通じていたようであるが、そうした教養はこの時期に修得されたものであろう。

恐らく、戊辰戦争勃発以後のことと思われるが、河野は、刀を作らせ「不抗錦旗者之外不用之者也河野信治郎広中」の一九字を彫り込ませ、帯刀して三春の城下を歩き回り「傍ら人なきが若し」といった姿を見せていたとい¹⁶⁾う。

戊辰戦争において、河野が奥州攻略のために進んできた官軍を構成する土佐藩の断金隊の嚮導役（道案内役）として参戦したことはよく知られている。ただし、今日確認される史料によれば、断金隊に編入され「地理嚮導」を命じられ、「小銃」を持つことを許されたのは「河野卯右衛門」（河野の兄広眸）と「影山東五」（影山正博）「船田次郎左衛門」（舟田光暢）の三名だけである。一方、「子爵谷干城伝¹⁸」には、兄広眸と共に河野が棚倉に滞陣する官軍を訪ねてきたと回想されている。

『磐州伝』は、河野がこの時期に大活躍したように叙述しているが、実際のところは兄の主導の下に動いていたのかも知れない。河野の甥河野広躰は、後年の回想談の中で、明治初年の頃のこととして、広躰の養父広眸が若松県の属官となったのに伴い、河野が「その下であちこちと頻りに働いて居りました」と述べている。これが事実とすれば、幕末においても河野は兄広眸の下で行動していたと考えるのが妥当であろう。

いずれにせよ、大きな戦乱の中で、低い身分ながら尊王論を奉じ、錦旗を有する天皇の軍隊において、小さな役目ではあったが、それを果たすことを認められた経験は、河野に大きな自信を与えたことと思われる。

河野広中覚書（上）（長井）

河野の郷里三春藩は阿武隈山地の中部、田村郡の西部に位置し、領地高五万石の譜代の小藩であった。同藩が、戊辰戦争において奥羽越列藩同盟に参加しながら、実は朝廷に通じており、官軍の同藩進軍と同時に降伏し、官軍側に寝返ったことは、後世の「三春狐」という蔑称と共に、これまたよく知られていることである。

こうした三春藩の巧妙な立ち回りと、情勢を巧みに利用して野心を遂げようとする河野ら身分の低い者たちの動きとがどのように連動するのかが明かではない。しかし、全く連携していなかったとは思われない。河野らの動きは藩上層部も把握していたと見るのが妥当であろう。河野らは、自在に動きつつ、実は藩の利用するところでもあったというのが真相ではなからうか。

河野が、戊辰戦争での活動に自信を深めたことは、「藩政改革意見書」を提出したことに表れている。その中で彼は、門閥の廃止と人材登用、朝廷から三春藩への派遣員の要請などを求めた。これは藩庁の受け入れるところとはななかったが、河野において封建的な身分秩序を越えて政治に参加しようとする指向が芽生えていたことを物語っている。のちに自由民権運動において河野は政治参加の権利を主張したが、それは幕末における従軍経験を原点とした

のである。

その後、河野は捕亡や祠官を経て、磐前県（明治九年福島県に編入）内の副戸長・戸長・区長などを勤めた。次いで、明治十一年、福島県六等属として福島県民会の規則制定に従事し、同年六月に初めて開催された同会を指導したのち、八月に依願免職となった。

この間、河野は自由民権思想に目覚めることとなった。実は、河野がどのようにして自由民権思想を形成し、深めていったのか、また、どのようにして演説術を学んだのかなどについては、関連する史料がなく、『磐州伝』に記述された回想や断片的に残された当時の演説草稿などから推測するほかないのである。河野は、生涯、自らの思想を体系的に記した著作物を残さなかった。

さて、自由民権思想の目覚めについては、周知の通り、明治六年三月頃のこととして次のような『磐州伝』の挿話がある。²¹⁾

常葉の副区長となり、大に地方の民政に努力したが、常葉に就任してから初めて三春支庁に出頭した時のことである。三春町の川又貞蔵からジョン、スチュアルト、ミルの著書で、中村敬宇の翻譯した『自由の理』と云へる書を購ひ、帰途馬上ながら之を読むに及ん

で、是れまで漢学、国学にて養はれ、動もすれば攘夷を唱へた従来の思想が一朝にして大革命を起し忠孝の道位を除いただけで、従来有つて居た思想が木葉微塵の如く打壊かるゝと同時に、人の自由、人の権利の重んず可きを知り、又た広く民意に基いて政治を行はねばならぬと自ら覚り、心に深き感銘を覚へ、胸中深く自由民権の信条を画き、全く予の生涯に至重至大の一転機を劃したものである。而も其の変化が不思議と思はるゝ程の力を奮ひ起したことは、今更ながら、一大進境の種たりしを思はざるを得ない。自由の理を読んで心の革命を起せしは其の年「明治六年」三月の事だ。

河野は、ジョン・スチュアート・ミル著、中村正直訳『自由の理』（明治五年刊、全五冊）を読む機会を得て、「人の自由、人の権利」を知り、「民意に基いて政治」は行われなければならないことを覚つたという。そして、自らの感動を「心の革命」と記し、これを自由民権運動の出発点と刻印したのである。

この挿話に対して、家永三郎氏は、その記述が、河野の晩年、大正十一年頃の回顧談に基づく不確かなものとする服部之総氏の指摘を受けて、それ以前に公表された河野の回顧談を発見し、異説を提示した。²²⁾ その回顧談とは、田岡

嶺雲主筆の雑誌『黑白』第三号（明治四二年四月）に掲載された「明治叛臣伝」の一説である。それによると河野に自由民権思想の目覚めを与えたものは、江戸時代における宮城野信夫の娘たちの復仇譚（仙台藩において藩士によって斬捨御免とされた父の仇を姉妹がうったという俗説）とアメリカ合衆国の独立宣言であるという。家永氏は、この記述が明治四二年頃の河野の回顧談に基づき、『磐州伝』所載の挿話より一二年余りも早く、信憑性が高いと主張した。ただし、河野の目覚めがいつ頃あったことなのかは示されていない。

両説は実は共に正しいといえるのかも知れないが、その後、河野の自由民権思想の目覚めに関する考証は史料上の制約から進展しなかった。もつとも、その後の研究においてそうした考証に重きが置かれなかったということもある。したがって、河野の自由民権思想の目覚めについては、現在なおこの両説によらざるを得ない。

もつとも、『自由之理』にせよ、アメリカ合衆国の独立宣言にせよ、それだけを単独に読んで河野がどれほど理解し得たのかは、はなはだ疑問である。のちのことになるが、明治一二年から同一五年まで高知の立志学舎に学んだ河野の甥河野広鉢は、もっぱら翻訳書によって学んだもの

河野広中覚書（上）（長井）

の、理解できない記述があった旨回想している⁽²³⁾。また、河野は、明治二六年米國視察を計画し、有志からの献金によりその費用を得るところまで至ったが、母親の死により、それを中止した⁽²⁴⁾。恐らく米國で立憲政治の実際を学ぼうとしたのであろう。その時点で、その様な考えであったとするならば、それより二〇年前の明治六年時点における河野の西欧思想に関する理解がいかなるものであったかは推して知るべしである。

山下重一氏によれば、『自由之理』は、政治的自由ではなく、市民的自由と社会的自由を論じ、大衆社会における多数者の専制の到来に警告を發したものであり、中村はこれを信教の自由という観点から翻訳した。同書が、自由民権運動に大きな影響を与えたのは、個性の重要性を強調し、大勢順応を批判したことが封建遺制に対する批判と受け止められたからである⁽²⁵⁾。

二五歳の河野がこうした理解を得ていたとは考え難い。もつとも、山下氏は、『磐州伝』が伝える挿話を否定はしないという。その上で、もし、広中が同書を反復熟読したならば、同書の第二章で展開されている思想と言論の自由、また第三章における個性の擁護論から、封建的な固陋や卑屈を脱して、「個性と自立性に富む自由人のイメージ

が豊かに読み取れたはず」であり、「ミルの意図を越えて政治的自由の理論」を読み込むことは十分に可能であったであろうと推察している。⁽²⁶⁾

一方、当時、『自由之理』を読んだ海江田信義（薩摩藩出身の藩閥官僚）は同書を漸進主義の書と見、新旧それぞれの制度の長所を採用し合わせる事が重要であるとの読後感を持った。これを受けて、山室信一氏は、自由民権運動家の急進主義的な読み取り方を否定はしないものの、どの程度正確に理解した上で運動の準拠理論としたか、疑問なしとしないと述べている。⁽²⁷⁾

さらに、宮村治雄氏は、中江兆民と河野を比較する中で、『自由之理』を読んで経験した河野の心の革命がそれまで身につけてきた「忠孝の道位」をなお残すものであったことを捉えて、『自由之理』と忠孝の観念の共存に対する知的反省作業を欠落させたまま思想的革命を自負したところに、河野の軽薄さがあると酷評している。⁽²⁸⁾

こうした論評をふまえるならば、河野はまさしく「自ら学んだところの学問の結果として独立の見地より自由改進黨の説を唱道したところの者」⁽²⁹⁾の一人であったと捉えるのが妥当であろう。そして、いまだ人生の行方について確信が持てないでいた河野が、こうした書物に触れることによ

り政治に向かう志を固める一因となったというのが確実なところではあるまいか。

しかし、にもかかわらず明治七年民選議院設立建白書に河野がどのように反応したのか、それを伝えるものは何も残されていない。

河野は、明治八年、初めて開催された地方官会議の傍聴を望み、県に出張許可の申請を行ったが、この行動は彼がこの時点で民選議院論に興味関心を抱いていたことを示唆するものであろう。その背景には、それまでに末端の地方公吏として勤務する地区において自ら行政協議機関を組織、運営していた経験もあったことと思われる。そして、上京すると、会議を傍聴する傍ら、傍聴のために集まった人々を組織して傍聴人会議を発足させようとした。また、当時東京にいた板垣退助とも会見した。兩人の間で、民選議院設立建白書が話題となったと推測することは自然であろう。次いで、帰郷後、河野は早速、石川に有志会（明治一〇年一二月石陽社となる）という結社を立ち上げたのである。なお、その頃、河野は「徒に政体の改革を政府に求めずして、大いに民心を喚起するに勤めんければならぬと覚悟」⁽³⁰⁾したと後年回想している。したがって、この時点ではいまだ政府への批判や対決姿勢を有してはいなかった。

さらに、一時期、福島県の属僚として民会の規則制定に従事したことは、いっそう河野の自由民権思想への指向性を高めると共に、自らそのリーダーシップを取りたいとする気持ちをも固めたことと思われる。

明治一〇年一〇月、西南戦争勃発後に、東京出張を利用して、(県には道後温泉での療養の許可を申請していたにも関わらず) 高知に旅行したことは河野が板垣らの進めたい自由民権運動に加わることを心中密かに決意していたということである。同地で河野は立志社を中心とする運動の実態を見、また運動の進め方についてのノウハウを教示されたのである。その間、幕末に参加した土佐断金隊の隊長であった美正貫一郎(故人)の遺族に会おうとした(結局、留守のため会えなかった)。河野にあつて幕末の従軍経験は、土佐、そして板垣らへの親しみと信頼を生んだものでもあった。なお、河野に政府批判の姿勢が芽生えたとすれば、この高知旅行において板垣らと会見し政府批判を聞いたことを通してではなかったかと思われる。

こうして、河野は自由民権運動の道を進む自信を得、彼の政治経歴の原点を記したのである。

2 政治運動家としての軌跡

明治一〇年一二月、前述したように、有志会は石陽会と改められ、福島県、そして東北地方における自由民権運動の嚆矢となった。次いで、翌一一年一月、三春に三師社を結成した。これ以降の彼の行動については先行研究がすでに詳述している⁽³¹⁾。

河野は福島県内のみならず東北地方における自由民権運動のリーダーシップを取るべく、共鳴者の組織化に奔走した。この頃、河野は自負心を高めていた。明治一二年二月、有志によって三春の戸長に選出された際に、河野は、板垣が高知県下の新田村の村会議長を務めていたことを引き合いに出して、就任を受諾したという。つまり、河野は尊敬する板垣に自らをなぞらえるほどに心を高揚させていたのである。

明治一二年一二月、大阪での愛国社第三回大会出席に先立って、九月から一〇月にかけて河野は二度目の高知旅行を行った。坂野潤治氏は、この旅行について「今日のわれわれには想像もつかない難行」「民主主義運動の物理的困難」と評しているが、河野は維新时期に東京に行った経験があると思われること、また高知旅行が、周知の通り、二度目であることを考慮すると、それほど「旅行の困難さ」を

経験したようには思われない。旅日誌ともいふべき「南遊日誌」から旅行の困難さが窺われるとしたら、それは当時一五歳であった甥の河野広躰を同行したことに伴うものはなかったらうか。

ところで、河野の思想に関連して、「南遊日誌」の記述で注目されるのは、九月一九日大阪での記述である。ある英国人が大阪商法会議所で行った演説について、河野はその英国人が君に忠、父母に孝、夫に貞、主に従などの日本の醇風美俗を称賛したと書きとどめているのである。勿論、河野は誇らしい気持ちでこれを書きとどめたのである。り、その日から三日後湊川神社に参拝していることと合わせて、自由民権運動に邁進する広中の価値観を窺わせるものといえよう。

高知滞在中、河野が希望していた石陽社・三師社と立志社との提携に関する書類を交付されることはなかったが、愛国社第三回大会の開催期間中、大阪で「交親の復書」(明治一二年一〇月付)として両者の緊密な関係を約した書類を手渡された。そして、一二月に帰郷した河野は、そのあと高知から派遣されてきた山本幸彦と共に、地元支持者の歓喜の中で報告演説会を行ったのである。

この旅行について、坂野氏は、「交親の復書」について

は河野が冷たくあしらわれたとし、また、河野が目的としていた自由民権思想の「理論武装」についても植木枝盛に「冷淡の度を通り越している」扱いを受けたとして、結局、「河野は立志社との盟約書の締結にも、「中江」兆民や植木「枝盛」の最新の理論の吸収にも失敗し」たと結論づけている。³³⁾

しかし、いまだ福島県ブランド、東北ブランドの活動家でしかなかった河野が、自由民権運動の中心地で、同格扱いされないことは当然であろう。河野も内心失望したかも知れないが、少なくとも「交親の復書」において「東北」の石陽社・三師社が「西南」の立志社と並び称されたことの意味は大きいのであり、また立志社に要請していた派遣員が福島にやって来たことなどを考えれば、さらに、もともと自由民権思想の理論を短時日の内に修得することなど不可能であり、河野の当時の学識をも推し量りつつ、先進的な高知の活動家の学識の一部であってもそれを獲得できたことを考えれば、この高知旅行を一概に失敗とはいえないであろう。そして、河野の帰郷を迎え入れた郷里の支持者の歓喜の中に、河野の持ち帰った成果に対する疑問や失望が潜在していたようにも見えないのである。

今日、河野の自由民権思想に関する知見を窺わせるもの

として、明治一三年頃から同一五年頃までの演説草稿と見られる史料がある³⁴。したがって、それ以前、すなわち二度目の高知旅行までの間に、その後彼が聴衆の前で演説する内容、すなわち自由民権思想理解はある程度固まっていたと思われる。

それ以後、明治一五年一二月の逮捕までの間に河野が表明した言説から窺われる河野の自由民権思想に関する見方については、今日改めて羽鳥卓也氏の先見性と説得性が注目される³⁵。

同氏は、「福島自由党盟約」（明治一二年）、「国会ヲ開設スルノ允可ヲ上願スル書」（明治一三年）、「東北連合会約束」（明治一三年同会結成）などの記述をもとに、河野らの民権論が国権拡張と表裏一体のものであることを指摘した。すなわち、「明治天皇を頂点とする家父長的構成をもつところの国家の権威を対外的に確立するために、その手段として、そうした国家内部において民権を伸張すべきであるという主張」であったとする³⁶。また、三師社の「契約書」や河野が残した言葉を手がかりとして河野の「精神」の中に「修身治国齊天下」「君民一体」という思想が重要な位置を占めていると主張した。そして、河野がいかにかに西欧自由主義思想に精通しようとも、結局、「忠孝観念」を

基準として、いわば前期的に歪曲されて理解されていたものに過ぎなかったのである」と結論づけたのである³⁷。

河野の民権論に関する限り、今日、この羽鳥見解に真つ向から異論を唱えることは不可能であろう。後年、河野における日露戦争前後の対外硬としての言動と普通選挙促進に向けた言動は、一見すると矛盾するかのように見えるが、この羽鳥見解に従えば無理なく理解することが出来る。

確かに、河野は「自由は自分か親愛する主義³⁸」と述べ、言論の自由の他欧米先進国において確立されたさまざまな自由について、その歴史的由来や限界と共に、一定の理解を有し、主張していた³⁹。その上で、民権⁴⁰、民約論⁴¹、国会開設と制憲議會⁴²、代議政治⁴³などの必要性を主張した。

その一方、「君民同治⁴⁴」、「陛下の叡慮至正至公⁴⁵」、「日本帝國⁴⁶」などといった言説を発しており、河野が主権在君の立憲君主制を構想していたことは明かなのである。このような言説が、自由民権運動への弾圧を逃れるための偽装工作であるとする推測は、その後の河野の言動から見ても妥当なものとは到底思われない。

こうした考え方に立って、河野は現下の政府を専制政府として批判しているのである。河野の「専制国の君主は火

山の頂上に在るか如しと。嗚呼危ふへ（ママ）乎⁽⁴⁷⁾という言説は、天皇を危うくしかねないと心配して藩閥政府を批判したと読み取るべきものである。

さて、羽鳥氏の見解に導かれて、政治運動家としての河野のあり方を見ると、日本が東洋の盟主、さらに列強の一員に成長、発展することを構想するという意味で国権伸張論を有し、一方、代議政治の実現をめざすと共に政治参加の権利拡大とその権利を得た人々によって選出される政治エリート（代議士という被選出エリート）であることを追い求めたという意味で民権伸張論を有した。そこでこうしたあり方を民権派ナショナリストと捉えることとしよう（ただし、自由民権運動自体を民権派ナショナリズムと捉えるかどうかについては、なお考察の余地がある）。なお、河野の中央政治への指向性については、「余輩は「中略」自由を以貴重となし、権理を以て重大となす「中略」只恨むらくは議権なき府県会にして大丈夫の以て技量を発揚すへきの余地なきを⁽⁴⁸⁾」という発言に読み取ることが出来る。彼にとって府県会は不満な活動の場であったのである。こうした意味において、河野は権力指向および中央指向を有したことが確認されるであろう。

さらに、河野の思想に関連して敷衍するならば、河野に

は暴力による政府転覆という選択肢はなかった。確かに、明治一四年三月仙台で開催された東北有志会においては、「身を以て自由の犠牲とし斃て後已むの氣力を鼓勵」「其斃て已むの氣力とは則腕力に託し干才⁽⁴⁹⁾「戈」に訴ふるの義なり」などの発言もあつたという。こうした勇ましい発言は、（場合によっては飲酒を含む）会合における一時的に高揚した集団心理の発現と見るべきものであろう。

のちのことになるが、明治一四年一〇月の自由党結成の頃のこととして末広鉄腸は、河野について「哲面長身容貌秀偉」「磊落奇異にして世間に卓出する所ある」「事を処する周到緻密にして変に應ずるの才幹あり」「豪放の氣」などと評している。さらに、これに関連して、鉄腸は二つのエピソードを紹介している。その一つは、河野が三田の酒樓で四、五人の書生が自分の悪口を言ったのを聞きとがめ、彼らに向かって拳を振り上げ乱打し、燭台や食器を蹴散らしたというものであり、もう一つは明治一五年一〇月に板垣退助洋行の別宴で河野が近來酒量が大いに進み、一樽を傾けても酔わないと豪語したというものである⁽⁵⁰⁾。こうした剛胆な氣質が時として暴力を容認するかのような発言につながったのかも知れない。

さらにのちのことになるが、第四議会で政府提出明治二

六年度予算案の削減をめぐって、第二次伊藤博文内閣が民
 党を破壊党と批判するのに対して、河野は憲法発布・議會
 開設以前の「専制抑圧の政治」の下で自分たちは「我々が
 望むが如き民権を唱へ」「代議政体にせんと誓ひ」つつ、
 「随分破壊的の仕事を致し」「過激破壊の手段を取」る
 「破壊党」であつたと認めた（その上で、今や立憲政体と
 なり「参政の権を得」て、自分たちは「純良にして建設的
 の主義」を取るに至つたと反論したのであつた⁽⁵¹⁾）。この発
 言も、かつて破壊党とみなされたことを逆手にとつて、そ
 れをむしろ誇りに思う気持ちから発せられた誇張表現と見
 るべきであらう。

さて、羽鳥氏の見解に戻ると、同氏は、河野において西
 欧自由主義思想が「歪曲されて理解されていた」とし、ま
 た河野を通して見えてくる自由民権運動はブルジョア民主
 主義革命ではなかつたと結論づけている。後者について
 は、筆者はそうした歴史観に立つものではないので、評価
 を保留するが、前者については否定的にのみ捉えることは
 誤りであると考ええる。確かに河野の理解は不十分なもの
 あつたかも知れない。しかし、恐らく独学で磨き上げた演
 説術（三春アクトセントを使つての大声での演説）によつ
 て、聴衆の前に披瀝された彼なりの自由民権思想は、大勢

の聴衆の共感・共鳴を得られるものであつたのであり、そ
 のことを否定的にのみ捉えるべきではないであらう。多く
 の人々は、学者でもなく理論家でもない河野の民権派ナ
 ショナリストとしてのあり方を受け入れたのである。そし
 て、河野は、そうした支持を背景にして自由民権運動の中
 で全国ブランドの活動家として成長を遂げることが出来、
 さらにその後国政の場に代議士として登場することも出来
 たのである。そうした当時の状況自体を否定的にのみ見る
 とするならば、それは、過去を今日の価値評価の視点から
 見下すことでしかない。

明治一二年一一月の愛国社第三回大会（大阪）、同一三
 年三月から四月にかけて開催された第四回大会（同上）に
 おいて河野は存在感を増した。これは彼が板垣および立志
 社と緊密な関係を有していたことによるものでもあらう。
 とりわけ、片岡健吉と共に代表者として署名した「国会ヲ
 開設スル允可ヲ上願スル書」を太政官、元老院に提出した
 ことは彼の声望を全国的に高めた。河野はこれによつて全
 国ブランドの自由民権運動家となつたのである（なお、こ
 の上願が天皇に対して直接なされなかつたのは、そうした
 制度がなかつたためである）。

翌一四年二月に河野は福島県議員に選出され、同四月

には議長に選任された。山吉盛典県令の下で六月から七月にかけて開催された通常会が初仕事となったが、そこで決議され、河野議長名で中央の松方正義内務卿宛に送られた「府県会議員選挙法更正ノ建議」「郡長ヲ公選スル儀ニ付建議」「地方税中營業稅雜種稅ノ制限ヲ解カレンコトヲ請フノ建議」「戸長以下給料及戸長職務取扱諸費ノ義ニ付建議」「国税百分ノ一ヲ地方税中二分賦セラルヘキノ建議」「国道修繕費ヲ国库ヨリ支弁セラレンコトヲ望ムノ建議」はいずれも県会の権限を越える事項を要求したものであり、さらに「十二年度地方税中決算ノ義ニ付上申」「十三年度地方税決算ノ義ニ付上申」は共に県会を軽視したとして県令への戒諭を求めたものであった。⁽⁵²⁾

こうして見ると河野議長と彼の支持勢力が県会でめざしていたものは、中央政府との対決であったことが改めて確認される。見方を変えれば、彼らは県の行財政や地域振興策などを最優先課題と捉えていなかった、あるいはそれらを彼らの政治運動のための手段として利用していたということである。いずれにせよ、翌一五年一月に三島通庸山形県令が福島県令兼任として任命され、赴任してくる前に、河野らの対決姿勢は準備されていた。

三島の元に届けられた県会の情勢報告⁽⁵³⁾によれば、明治一

四年度以降、県会には「過激党」と「中立党」(漸進主義的な名望家)という二つの勢力があるという。前者は、実は民権の何たるかを知らず、いたずらに欧米先進国の制度を援用して自らの政治信条を滔々と述べ立て、反対論には強硬に反駁したり、相手の揚げ足を取ったりなど議場での演説が巧みな議員集団であると説明されている。河野は勿論こちらに分類されていたであろうから、このような認識の県庁側も河野らとの対決姿勢を有していた。

この間、明治一四年一〇月に自由党(総理・板垣退助)が結成された。しかし、河野の名は副総理・常議員・幹事のいずれにもなかった。「磐州伝」には、このとき広中は憲法調査機関の設置を建言したとして、そこでの彼の活動構想を示唆している。⁽⁵⁴⁾たとえそうであるにせよ、同党結成の貢献者の一人であるにも関わらず河野が党の幹部に名を列ねなかったのは不可解である。

さて、河野議長と三島県令との対立については、よく知られており、本稿では詳述しない。ここでは、いくつかの事実を再確認しておきたい。一つは、明治一五年四月に新築なった県会議事堂で最初に開催された臨時県会(これが三島と河野の県会における最初の出合いであった)では、全く波乱を生じることなく閉幕したことである。次いで、

四月から五月にかけて開催された通常会では河野議長勢力が全議案を否決するという荒技を繰り出した（議案毎号否決問題）。ただし、この場合にも賛成二三、反対二一というきわどい票差であった。これが二つめに再確認しておきたいことである。河野らの逮捕後に、県会は静穏、着実な状態に戻るが、それは県会議員が抑圧されて萎縮したというよりも、本来このような勢力差であったことに由来するものと考えるべきであろう。

会津三方道路建設問題をめぐり、同年一月の喜多方警察署前での騒擾を頂点とする、いわゆる喜多方事件と河野との関わりが薄いこともまた周知の通りである。そうした河野の姿勢は、彼の中央指向性および地域振興への関心の低さに由来するものであろう。河野は板垣・後藤洋行問題で揺れる自由党内の紛糾にあたるために上京しており、喜多方事件が収拾された一月末に帰郷し、そして一二月一日に福島町の無名館（元自由党福島部の事務所）で兇徒聚衆罪の容疑で逮捕されるのである。

こうした一連の経過をふまえて三島を批判的に見る歴史観が形作られてきたのであるが、三島の再評価を促すものとして、新井登志雄「三島通庸の基礎的研究」⁵⁵、井上章一「三島通庸と国家の造形」⁵⁶、「報告」山形学」シンポジウム

河野広中覚書（上）（長井）

01県令三島通庸と山形⁵⁷」などがあることに言及しておきたい。

さて、激しく対立した三島と河野ではあったが、二人が不思議な縁で結ばれていたという挿話を紹介しておこう。二人を結びつけたのは、瓜生岩という会津出身の慈善活動家の女性である⁵⁸。彼女は、孤児や捨て子などの救済活動にあたり、その功績が認められて明治二九年には女性として初の藍綬褒章を受けている。彼女は、そうした慈善活動の中で寄付金を三島（のち警視總監に転じた）や衆議院議員となつた河野にも求め、二人の支援を受けたのである。彼女の死（明治三〇年）後、同三四年四月に浅草公園に彼女の銅像が建立され、除幕式を迎えたが、そこに至るまで彼女の顕彰に尽力したのは三島夫人の和歌子や河野夫人の関子であった。そして除幕式には、河野が祝辞を述べ、三島弥太郎の娘兼子（三島通庸の孫）が両親の代理として出席したのであった⁵⁹。三島家側が代理に娘を出席させたのは、河野に対する配慮であったのかも知れないが、両者においてすでにわだかまりはなかったのではあるまいか。

もう一つ、福島事件と同時期に実現した安積疏水開鑿事業に関する挿話にも言及しておこう。同事業は明治一二年一二月に起工式を挙げ、総工費約四万七〇〇〇円をかけ

て、同一五年八月一日に完成した。そして、一〇月に岩倉具視右大臣、徳大寺実則宮内卿、松方正義大藏卿、西郷従道農商務卿らの政府高官を迎えて盛大な通水祝賀式典を行うに至った。同事業にも地元住民の負担が求められ、これに反発する声も上がったが、全体としてこの事業は順調に進んだ。当時、農商務大輔であった品川弥二郎は、滞欧中の伊藤博文に宛て、「奥羽の閩門」と誇称していた福島県の自由民権運動を圧し、天皇の巡幸時を上回る盛大な完成式典を挙げたことを報告する書翰を發している。⁽⁶⁰⁾

しかし、いうまでもなく喜んだのは政府高官のみではない。尽力してきた現地の有志も同様であった。そうした有志の一人である今泉久太郎は、明治一六年一月七日付で山本復一（岩倉具視の家士）に宛た書翰において、河野らの政治運動を「政權に抵抗するを以て民権なりと誤認」する「軽忽龐暴の徒」「粗暴狂妄の徒」と非難し、「実地の実業に勉励して国産を繁殖ならしめる」ことを「人間の義務」と述べていた。こうした考えもあって、安積平野開拓事業に河野らの運動が浸透することはなかったのである。⁽⁶¹⁾

さて、河野は三島により国事犯と目され、裁判では内乱罪（正犯は死刑）が適用されたが、いまだその予備に至らなかつたとして罪二等を減じられ、さらに情状酌量により

二等を減じられ、明治一六年九月一日に禁禁獄七年の判決が下された。この量刑は三島の体面を重んじて河野らを国事犯と認めつつ、最も軽い量刑を選択したものである。⁽⁶²⁾ ことから明治二二年二月に大日本帝国憲法の発布に伴う大赦によって出獄するまでの間、河野は当初石川島監獄で、次いで明治一七年四月以降は宮城集治監で過ごした。

獄中から家族などに發した河野の書翰を見るといくつかの特徴が浮かび上がる。第一に、自由民権運動に言及した書翰が見当たらないことである。自制していたのかも知れないが、あるいは初めての入獄経験が予想外に河野の心に衝撃を与え、運動への見切りを促したのかも知れない。

河野書翰には、まだ幼い子供の養育や教育を気にかけたり、また留守家庭に対する有志や親族、近隣の人々の援助に心から感謝したりなどの記述があふれている。こうした心情が運動への見切りとなって働いたのかも知れない。また、自由民権運動に関わって、甥の広鉢を含む多くの青年が過激な行動に走り、死刑を含む刑罰を受けたことを知るに至ったことも河野には衝撃であった（これが主な理由で出獄当初、これからは政治に関わらないとする姿勢を人々に見せたのである）。

河野の獄中書翰からは、彼が忠孝など一般的な社会倫理

を固く守りつつ、仏教書のほか経済書、洋書などを取り寄せようとしたことが知られるのであり、自由民権運動の立て直しに向けた意志などを読み取ることは出来ないのである。なお、後年の回想であるが、大正四年一月九日付河野宛井上敬次郎書翰⁽³⁴⁾によれば（井上は河野と同じ時期に石川島監獄にいた）、獄中で河野は「起て半畳、寝て一畳半、天を取りても二合半」との「訓言」を述べ恬淡としていたという。

しかし、国事犯とされ、獄中六年余を過ごしたからこそ河野の知名度と人気は、いっそう高まった（もつとも、会津の人々、とりわけ喜多方事件関係者は、会津に一步も足を踏み入れなかった河野が、喜多方事件とも結びつけられて英雄になっていくのを怪訝に思っていたかも知れない）。こうして、結果として、河野は一生有効な政治資源を蓄えることとなったのである。

例えば、河野の支持者と思われる京都府在任の松田芳次郎という人物は、河野の晩年、大正七年四月一〇日付河野宛の書翰⁽³⁵⁾の中で「多年一日の如く藩閥政治家と戦ひて立憲政治の創始に御尽力被下、国民の輿論を喚起、興奮せしめ一世の人心を指導し曠世の宏謨を翼賛して、遂に能く光輝ある帝国議会の開設を見るに至らしめ給「中略」帝国をし

て世界強国の列に伍して遜色なきの今日あるを得せしめ給。多年一日の如く邦家の為め御健闘、御尽力被下候御功勞を仰ぎ誠に景仰の至りに不堪候」と自由民権運動以来の政治経歴を一貫したものととして絶賛している。無論、支持者の評価として割り引いて受け止める必要はある。しかし、こうした認識が河野支持者にあつては一般的であつたと考えられる。多くの人々の間に、いわゆる激化事件を含む自由民権運動は立憲政治の開始を促した誇るべき一要素として記憶されていたのである。

これに関連して想起されるのは、のち第二五議会で可決された「憲政創設功勞者行賞ニ関スル建議案」（提出者内藤魯一、愛知県選出、立憲政友会）と第二六議会で可決された「加波山事件殉難志士表彰ニ関スル建議案」（提出者小久保喜七、茨城県選出、立憲政友会）である。

前者は、「板垣〔退助〕伯の如き、後藤〔象二郎〕伯爵の如き、大隈〔重信〕伯の如き、在野十数年、右国会開設のために一意専心、各々其任する所に尽されたる勞は国民の感銘する所たるは勿論にして、又世界各邦の識認する所となつて居ります。故に我國民は右伯爵等が憲政創設に尽されたるの事績に対しましては、造次顛沛之に相当すべき待遇の途を与へられんことを欲する」とともに、「大

井憲太郎君の如き、片岡健吉君の如き、河野広中君の如き、我憲政開始の経綸に當つては死を期して半世其任に當りし人」「本員「内藤魯二」の所謂第二期「内藤自身の表現によれば「完備なる憲法の制定を期待し準備政党発生の時代」というものであり、おおよそ明治一四年から憲法發布・国会開設までの時期を指している」に属せし諸君中生命を賭して斯く非常事件に同盟せられた諸君」を調べ出して、天皇に報告するよう政府に要望するものであった。⁽⁶⁶⁾

内藤が、このような建議案を提出した背景には、老境を迎えたかつての自由民権運動家として（このとき弘化三年一〇月生まれの内藤は満六二歳。この建議案提出二年後の明治四四年に亡くなった）、自らの自由民権運動史観を表明し、関係者を顕彰したいとの強い願望があった。内藤は事前に河野に対して、「我憲政史の真相を知る者殆ど皆無の有様に相成候。就中今日御互の如き者、此世を去らば天下後世に之を伝ふる者なきか如し。「中略」右提出案は昨年の議會に為さん考なりしも時日相迫り余日なきと、猶ほ取調の付かざる点も有之候。旁本年に延し候。「中略」今議會に於て初陣の陣笠的演説を為すと同時に生前に於ける最終の気焔を吐き以て天下上下の墮落を戒飭せんことを期する者に御座候」と伝えている。⁽⁶⁷⁾

この建議案は、付託された委員会でも提出者欠席のまま、島田三郎委員が「従来民間に在て憲政創設に功勞ありし者即民権論者を謀叛人の如く見做せる一種の思潮を打破し公平に功勞ありし者を相當に表彰する為に必要な」と賛成発言を行い、天皇に報告することはとりやめ、「行賞」を政府による「表彰」と字句修正した上で可決された。⁽⁶⁸⁾そして、本會議に戻され、横井時雄委員長から報告された。横井委員長は「国会」「開設」請願の大運動」の歴史の意味について、「此民間有志の激烈なる運動」が憲法發布や国会開設の時期を定めるのに影響力を發揮したこと、「民権自由の説」を国民に鼓吹して政党の必要性を認識させるとともに、代議政体が国民の「特權」且つ「義務」であり「生命を捨て、其ために財産を蕩尽し、祖先伝来の素封を失つてしまふと云ふことも国家のために意とするに足らないと云ふ所の熱心を国民の心に注入した」と総括した。このあと、採決に移り、建議案は明治四二年三月二日満場一致で可決された。⁽⁶⁹⁾

前述の通り、河野は、この建議案の提出前に、提出者の内藤魯一から建議案賛成者となり、演説草稿に手を加えるよう要請を受けていた。⁽⁷⁰⁾河野がこの要請に応じたことはいうまでもない。そして、演説が行われたのち、明治四二年

二月七日付内藤魯一宛書翰で河野は内藤の演説を絶賛している。⁽⁷¹⁾

内藤魯一が建議案提出理由を述べている間、衆議院本会議場には時に笑い声が洩れたが、それは、内藤が伊藤博文、山県有朋、井上馨ら長州閥の指導者（いわゆる長州の三尊であるが、彼らが憲政創設の功労者であることは当時あつて自明であつたらう）を口汚く批判したことによるが（そのために長谷場純孝衆議院議長は何度も内藤に対して個人攻撃となる発言を慎む様求めた）、恐らく居並ぶ代議士の間でもすでに自由民権運動は昔話のカテゴリーに入っていたことにもよるであろう。しかし、激化事件を含む自由民権運動を憲政発達史の中に意義あるものとして位置付けた議会の判断自体は、多くの国民に共有されるものであつたように思われるのである。

同様のことは、明治四三年二月二四日、第二六議会に小久保喜七議員によつて提出された「加波山事件殉難志士表彰ニ関スル建議案」についてもいえる。同建議案は、「明治十七年九月中茨城県加波山に起りたる爆烈「裂」事件の關係者にして」「現場に死亡せしもの」「刑場に死亡せしもの」「獄中に死亡せしもの」に対し「相当の表彰あらむことを望む」とするものであつた。⁽⁷²⁾

河野広中覚書（上）（長井）

小久保によれば、建議案の趣旨は「現場死亡」一名（平尾八十吉）、「死刑」九名（正しくは富松正安、横山信六、三浦文治、小針重雄、琴田岩松、杉浦義副、保田駒吉の七名）、「獄死」二名（山口守太郎（公判開始前に獄死）、横山信六（死刑執行前に獄死））を「靖国神社に合祀を望むも此の点は政府に一任する」というものであつた。小久保は、加波山事件関係者は強盗殺人の罪名をもつて裁かれたが、実は「善美なる立憲政体」「完全な立憲政体」の樹立をめざす「高潔の思想を持つて」いたと主張し、「貴顕紳士の集まつて居る史談会」でも「勤王の徒と同一に取扱はなければならぬと云ふことに議論一決を致して、殉難者名簿の中に加へた」ことを指摘した。⁽⁷³⁾

建議案を付託された委員会では、政府委員の一木喜徳郎内務次官が事件関係者を評して「立憲政治の基礎を確立すると云ふことは一致の意見を以て皆それに努めて居つた」「素より国家の為を思」つてはいたものの「不幸にして手段が適當でなかつたために、刑に触れた人も出来て来た」と一定の理解を示した。しかし、結論としては、「手段方法の宜しきを得なかつた」ことをもつて「寧ろ忘れるやうにした方が宜からうと思ひます」との反対意見を表明したのであつた。⁽⁷⁴⁾ これに対し、平島松尾委員（憲政本党、福島

梶選出)は、事件関係者の「憲法政治を完全に施く」という「国を思ふの誠心誠意」を訴え、彼らがその後の立憲政治の確立に貢献したことを主張した。同様に鈴木力委員

(又新会、長崎市選出)は、「立憲政治前は日本人民は謀叛の権利を有して居つたです。謀叛とは何ぞや。時の執政者に対しては有らゆる力を用ゐて国政を糾し、日本民族の精神を貫くと云ふことは、寧ろ権利なるのみならず義務であると考へて居つた日本民族であります」と過激な意見を表明しつつ、「至誠より出でたる真の日本民族特有の義烈壮烈」の「義士諸君の事績を表彰して、汝等が得たる憲法は決して偶然に得たのではない、汝等の祖先が血を以て得た憲法である」と後世に伝えることの重要性を訴えた。⁷⁶こうして、委員会では、満場一致をもって建議案を可決したのであった。

三月五日、小久保は衆議院本会議で委員会報告を行い、ここでも満場一致で建議案は可決された。⁷⁷「加波山事件殉難志士表彰ニ関スル建議案」の場合も、激化事件を含む自由民権運動が立憲政治の発展に貢献したとする歴史像がいかに幅広く浸透していたかを物語っているように思われる(なお、「加波山事件殉難志士表彰ニ関スル建議案」の議会で可決は、一面において、政府高官爆殺を企図したテ

ロリストすら表彰という形で国家の枠組みの中に取り込んでしまふという意味で、明治国家の懐の深さを示しているといえるかも知れない)。

これら二つの建議案の趣旨は、その後、政府によって実現されることはなかった。それについては、すでに「加波山事件殉難志士表彰ニ関スル建議案」を審議する委員会でも鈴木力委員が、前年の「憲政創設功労者行賞ニ関スル建議案」に言及し、これに関する政府の措置が全く取られていないことを批判していた。⁷⁸したがって、これら激化事件を含む自由民権運動の顕彰は、衆議院の意志表明に止まつたのである。しかし、そこに示された自由民権運動史観は、かつては活動家であり今では高齢の代議士となった者たちの単なる懐旧談や懐古趣味に基づくものではなく、日清・日露両戦争の勝利をふまえつつ自由民権運動を総括したものと見るべきであろう。まさしく彼らは民権派ナショナリストであることを自認、公認したのである。こうしたイメージは、支持者の間に語り継がれ、時間が経過すればなおいっそう伝説化し、普及したのではあるまいか。河野もまた、そうしたイメージの恩恵を生涯にわたって受けた者の一人であった。

さて、出獄した四〇歳の河野は前述の通り、政治の世界

との決別を決意していた。しかし、周囲の強い励まし、とりわけ獄中時代に家族が経済的に恩恵を蒙った後藤象二郎の誘いを受けて、大同団結運動に参加した。宮城県のみ自由民権運動家である村松亀一郎は明治二二年三月三〇日付河野宛書翰⁽⁷⁹⁾の中で、今は「日本第一の創世記」であり、「憂世之士之座視すへき時には無之」と河野を激励している。河野は、明年に迫った国会開設に備えて政党の結成に力を注ぐこととなった。

なお、河野の運動仲間であった門奈茂次郎は明治二六年八月二二日付河野宛書翰⁽⁸⁰⁾で、河野が後藤入閣（明治二二年三月）を機に後藤との関係を絶ったとして河野の「志操の潔白」を称揚し、「天下幾多の識者と正義の士」が河野を「仰望する所以」と述べたが、これは誤りである。それは、出獄後一ヶ月しか過ぎていない河野が、しかも大同団結運動への参加を勧誘したばかりの後藤との関係を断ち切ったことになってしまふ。それはあり得ないことである。実際には、河野は入閣後の後藤から依然として資金提供を受け続けていた⁽⁸¹⁾。ただし、ここで重要なことは、僅か四年しか経過していないにも関わらず、河野の行動が実際とは異なり、河野を称揚するような内容に作り替えられ、支持者に理解されているということである。河野の政治軌

河野広中覚書（上）（長井）

跡にはこのような創作が他にもあるかも知れない。

大同団結運動は河野がめざすような政党の結成には至らなかったが、政党結成への道筋が見えてきた段階で、第一回衆議院議員選挙（明治二三年七月一日）を迎えた。河野は地元有志の経済的援助により被選挙格をクリアして当選を勝ち取った。そして、選挙後の八月に立憲改進黨を除く勢力を糾合して立憲自由党という名称の新党の結成が決定され（結党式は九月）、院内会派として弥生倶楽部が結成された。河野は同倶楽部の幹事に選出されると共に、同党の常議員に選出された。かつての自由党では幹部としてのポストに就かなかったことを考えれば、河野の立場は上昇したといえよう。

なお、立憲自由党の結成に伴って、後藤から河野への資金援助も打ち切りとなった⁽⁸²⁾という。

註

- (1) 大正八年二月七日付河野宛岩崎政義書翰、国立国会図書館憲政資料室所蔵「河野広中文書」R-86所収。以下、同文書を「河野文書」と略記し、そのマイクロフィルム・リールの請求記号を併記する。なお、本稿における史料引用に際しては、漢字は現代のものに改め、仮名は平仮名に

統一した。また、適宜句読点を付し、段落を設けた。

- (2) その意味で、今もなお高橋哲夫『河野広中』上下(福島人物の歴史第一、二巻、歴史春秋社、一九七七年)は、貴重な伝記的研究の成果である。しかし、高橋氏が河野について、例えば、星亨と比較して「獄中で禅の修行を積み、物質的欲望には淡泊である。重厚な人柄でどちらかといえば精神主義者だ」と捉え、またこれを評価するかのよう記述していること、さらに自由党脱党後の河野に従い続けた福島県会の多数派議員らについて「自主性のない盲従」と捉えていることなどには違和感を抱かざるを得ない。以上、同書下巻、一四〇頁。

- (3) 昭和五六年一月五日付、同六日付朝日新聞夕刊。

- (4) 「地域に生きる・自由民権運動の百年(五)―徹底した民権の誇り―」、昭和五六年一〇月二七日付読売新聞夕刊。

- (5) 「地域に生きる・自由民権運動の百年(二)―中央の定説や視点から脱し―」、昭和五六年一〇月二三日付読売新聞夕刊。

- (6) 以下の記述は、同書(雄山閣、一九二九年)一七三―二七一頁の記述による。

- (7) 森山軍治郎「地域に生きる・自由民権運動の百年(一)―民権家の美化は誤り」、昭和五六年一〇月二二日付読売新聞夕刊。この見解は、色川大吉『自由民権』(岩波書店、

一九八一年)から引いたものである。特に、同書終章を参照。

- (8) これに関して、後藤靖『自由民権運動』(岩波書店、一九七二年)の場合には、大同団結運動はもはや「革命」を指向したのではないとする見方を取っている。同書、二〇六頁。

- (9) 坂野潤治『明治デモクラシー』(岩波書店、二〇〇五年)参照。ただし、本稿は、河野を事例として見る限り、自由民権運動家としての言動がデモクラシーという評価に相当するものとは考えない。

- (10) 一八八〇年五月九日付エヴァンス國務長官宛ペンガム駐日米国公使報告。米国国立公文書館所蔵Records of the Department of State. Despatches from U.S. Ministers to Japan 1855-1906. M133-42, April 19-July 26, 1880。

- (11) 宮内庁『明治天皇紀』第四、吉川弘文館、一九七〇年、七二一―七二三頁。

- (12) 河野の詳しい経歴については、拙著『人物叢書・河野広中』(吉川弘文館、二〇〇九年)を参照。

- (13) 本稿における河野の経歴に関する記述は、特に断らない限り、河野磐州伝編纂会『河野磐州伝』上下(河野磐州伝刊行会、一九二三年)に依拠する。この伝記は、大正二一年一二月、河野の死去直前に完成し、河野は病床で同書を手に取り、喜んだのち、昏睡状態に陥ったという(大正一三年一月五日付福島民友新聞)。同書は、河野の回想談を含むなど生前の河野の見方や考え方を反映したものと見ることが出来る。以下、本稿では同書を『磐州伝』と略記

する。

(14) 鈴木万次郎編纂・末広鉄腸序「河野広中君小伝」有斐閣出版、一八八四年、五頁。

(15) 同右、七—一〇頁。

(16) 同右、一〇頁。

(17) 三春町歴史民俗資料館自由民権記念館所蔵「慶応四年七月日付不明河野卯右衛門・影山東五・船田次郎左衛門宛美生貫一郎書翰」。

(18) 平尾道雄著、富山房、一九三五年、象山社、一九八一年復刻版、二二九頁。

(19) 国立国会図書館憲政資料室所蔵「憲政史編纂会収集文書」R—185所収「河野広鉢氏談話速記録」。

(20) 「河野文書」R—16。

(21) 上巻、一八六一—一八七頁。

(22) 「自由民権運動に関する新史料紹介(四) 河野広中伝の新史料」、歴史科学協議会編『歴史評論』第七九号、一九五六年七月、八〇—八三頁。

(23) 註(19)前掲「河野広鉢氏談話速記録」。

(24) 「河野文書」R—1所収「日誌自明治二六年七月至同年^マ月」の明治二六年七月二一日の条に「義捐金」を東白川郡の有志に返却した旨の記述がある。

(25) 『国史大辞典』七、「自由之理」の項、山下重一稿、吉川弘文館、一九八六年、二九六頁。

(26) 山下重一「自由民権運動と西欧政治思想—高知の立志学

社と三春の正道館—」、三春町歴史民俗資料館編・刊「昭和六一年特別展土佐と結ぶ—三春の自由民権運動展」一九八六年、九—一九四頁。

(27) 山室信一「法制官僚の時代」木鐸社、一九八八年、一九六—一九七頁。

(28) 宮村治雄「開国経験の思想史」東京大学出版会、一九九六年、一三六頁。

(29) 第二五議会で「憲政創設功労者行賞ニ関スル建議案」を付託された委員会の委員長であった横井時雄が委員会報告として、衆議院本会議場で、明治四二年三月二三日に行った発言。『帝国議会衆議院議事速記録』二三、東京大学出版会、一九八〇年、五五一頁。

(30) 「明治八—十四年回顧談話」、「河野文書」R—14。

(31) 註(2)前掲高橋著書。

(32) 註(9)前掲坂野著書、一一—一二頁。

(33) 同右、一四—二三頁。

(34) 「史料河野広中演説草稿(庄司吉之助解説)、福島大学東北経済研究所『東北経済』二四・二五号、一九五七年—二月、一三一—一五六頁。福島県編・刊『福島県史』第一巻・資料編六・近代資料一、一九六四年、一五六—一八九頁。

(35) 羽鳥卓也「民権運動家の『精神』—福島事件史序論—」、論集日本歴史刊行会・坂根義久編『論集日本歴史一〇自由民権』有精堂、一九七三年、二〇—二二六頁。初出は、

福島大学経済学会『商学論集』第二〇巻第三号、一九五一年一月。

(36) 同右、二二〇頁。

(37) 同右、二〇九―二一〇頁。

(38) 明治一五年二月七日尋問に対する河野の答えの一説。

「被告人河野広中調書」、註(34)前掲「福島県史」第一巻・資料編六・近代資料一、七五五頁。

(39) 同右、一七三―一七五頁、一七八頁。

(40) 同右、一六八頁。

(41) 同上、一七六頁。

(42) 同右、一七二頁。

(43) 同右、一六四頁、一六七頁。

(44) 同右、一七九頁。

(45) 同右、一五八頁、一六一頁。

(46) 同右、一六七頁。

(47) 同右、一七九頁。

(48) 同右、一七八頁。

(49) 独立行政法人国立公文書館所蔵「明治一五年公文別録福島県人民暴動一件」。

(50) 註(14)、序一―序三。

(51) 明治二六年一月一六日の衆議院本会議場での発言。「帝國議会議院議事速記録」六、東京大学出版会、一九七九年、七〇五―七〇六頁。

(52) 独立行政法人国立公文書館所蔵「福島県会沿革誌」上巻

ノ一甲、同乙、第二巻ノ甲、請求記号一八七―一七四。

(53) 「県会議党派顛末」、国立国会図書館憲政資料室所蔵「三島通庸文書」第六五冊、四九九―一六。

(54) 上巻、四二九―四三一頁。

(55) 「日本歴史」第四〇一号、吉川弘文館、一九八一年一月。

(56) 飛鳥井雅道編「国民文化の形成」筑摩書房、一九八四年所収。

(57) 財団法人山形県生涯学習文化財団編・刊、二〇〇二年。

(58) 奥寺龍溪「瓜生岩子」伝記叢書一六、大空社復刻版、一九八七年。

(59) 社団法人尚友俱樂部・季武嘉也編「三島弥太郎関係文書」社団法人尚友俱樂部、二〇〇三年、三四五頁、「日記」明治三四年四月一九日の条。

(60) 明治一五年一〇月一六日付伊藤博文宛品川弥二郎書翰、伊藤博文関係文書研究会編「伊藤博文関係文書」第五、稿書房、一九七七年、二三九頁。

(61) 郡山市編・刊「郡山市史」第四巻・近代上、一九六九年、二一八―二一九頁。

(62) 鈴木淳「日本の歴史20維新の構想と展開」講談社、二〇〇二年、二二五頁。

(63) 小山博也「河野広中獄中書翰」、埼玉大学経済研究室『社会科学論集』第四六号、一九八〇年二月、二六一―二七四頁。

- (64) 「河野文書」R—85。
- (65) 同右、R—9。
- (66) 明治四二年二月二五日衆議院本会議場における内藤魯一の提案理由説明。註(29)前掲書、二二七—二三一頁。
- (67) 明治四二年二月一四日付河野宛内藤魯一書翰、「河野文書」R—94。
- (68) 『帝國議會衆議院委員會議録』五四、東京大学出版会、一九八九年、一五四—一五七頁。
- (69) 註(29)前掲書、五五〇—五五一頁。
- (70) 明治四二年二月一四日付河野宛内藤魯一書翰、同二月一七日付同上、同二月一九日付同上、同二月二一日付同上、「河野文書」R—94。
- (71) 知立市歴史民俗資料館編『内藤魯一自由民権運動史料集』知立市教育委員会、二〇〇〇年、三六八頁。河野支持者の一人福島郡山の大和田広治も内藤に建議案への賛意を伝えていた。明治四二年二月二七日付内藤魯一宛大和田広治書翰、同書、三六五頁。
- (72) 『帝國議會衆議院議事速記録』二四、東京大学出版会、一九八一年、二三五頁。
- (73) 『帝國議會衆議院委員會議録』六一、東京大学出版会、一九八九年、一八九頁。関係の人名については、板垣退助監修、遠山茂樹・佐藤誠朗校訂『自由党史』下、岩波書店、一九五八年、四三—七二頁によって補足した。
- (74) 註(72)前掲書、二三六—二三七頁。
- 河野広中覚書(上)(長井)
- (75) 明治四三年三月三日、註(73)前掲書、一九二頁。
- (76) 同右、一九四—一九五頁。
- (77) 註(72)前掲書、二九二頁。
- (78) 註(73)前掲書、一九五頁。
- (79) 「河野文書」R—94。
- (80) 同右、R—93。
- (81) 明治二三年月不明一四日付山県有朋宛中井弘書翰、尚友倶楽部山県有朋関係文書編纂委員会『尚友叢書』一三—三山県有朋関係文書』尚友倶楽部、二〇〇七年、一二頁。
- (82) 伊藤之雄『立憲国家の確立と伊藤博文』吉川弘文館、一九九九年、二二頁。